

**わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
おもてな SHIGA エリア売店等設置運営要項**

1 目的

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「国スポ・障スポ」という。）おもてなし広場基本計画に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が滋賀県内の「おもてな SHIGA エリア」に設置する売店等について、必要な事項を定める。

2 設置場所および運営期間

（1）彦根総合スポーツ公園おもてな SHIGA エリア

①設置場所 彦根総合スポーツ公園（滋賀県彦根市松原3028）

②設置期間

ア わた SHIGA 輝く国スポ 令和7年9月28日（日）、10月3日（金）～8日（水）

イ わた SHIGA 輝く障スポ 令和7年10月25日（土）～27日（月）

（2）わた SHIGA 輝く国スポ県運営競技会場おもてな SHIGA エリア

①設置場所：2市2会場（詳細は下表のとおり。）

②設置期間：下表のとおり。

設置場所（所在市町） 【実施競技】	設置期間
ラピュタボウル彦根（彦根市） 【ボウリング】	令和7年9月29日（月）～10月3日（金）
滋賀県希望が丘文化公園（野洲市） 【ラグビーフットボール】	令和7年10月3日（金）～7日（火）

※設置場所については、競技会場周辺となることがある。

（3）わた SHIGA 輝く障スポ競技会場おもてな SHIGA エリア

①設置場所 11市1町14会場（詳細は下表のとおり。）

②設置期間 下表のとおり。

設置場所（所在市町） 【実施競技】	設置期間		
	10/25 （土）	10/26 （日）	10/27 （月）
滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）（大津市） 【バスケットボール（知）、車いすバスケットボール（身）】	○	○	

ラピュタボウル彦根（彦根市） 【ボウリング（知）】	○	○	
長浜バイオ大学ドーム（滋賀県立長浜ドーム）（長浜市） 【フットソフトボール（知）】	○	○	
近江八幡市立運動公園体育館（近江八幡市） 【バレーボール（身）】	○	○	
インフロニア草津アクアティクスセンター（草津市立プール） （草津市）【水泳（身・知）】	○	○	
草津市立総合体育館（草津市） 【バレーボール（精）】	○	○	
野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）（守山市） 【サッカー（知）】	○	○	○
甲賀市水口スポーツの森（甲賀市） 【フライングディスク（身・知）】	○	○	○
甲賀市水口体育館（甲賀市） 【ボッチャ（身）】	○	○	
野洲市総合体育館（野洲市） 【卓球（身・知・精）※サウンドテーブルテニス（身）を含む】	○	○	
湖南市総合体育館（湖南市） 【バレーボール（知）】	○	○	
高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド（高島市） 【ソフトボール（知）】	○	○	
東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド（東近江市） 【グラウンドソフトボール（身）】	○	○	
愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド（愛荘町） 【アーチェリー（身）】		○	

※（身）…身体障害者出場競技

（知）…知的障害者出場競技

（精）…精神障害者出場競技

※設置場所については、競技会場周辺となることもある。

3 開設時間

売店等の開設時間は、原則、午前9時から午後5時までとする。ただし、県実行委員会は、必要に応じ、開設時間を変更することができるものとする。

4 取扱商品およびサービス

売店等で取り扱う商品およびサービスは、以下の範囲内とする。

(1) 国スポ・障スポ関連グッズ（両大会マスコットキャラクター「キャッフィー」「チャッフィー」等のデザインを使用した商品で、県実行委員会の使用承認を受けているもの。）

(2) 滋賀の魅力を発信する食品・飲料

ア 現場調理品

- a 提供直前に加熱調理する食品であって、以下の要件を満たすもの。
 - ・完成品、半完成品もしくは下処理された食品を調理、盛り付けしたものであること。
 - ・下処理は、食品衛生法に基づき適切な許可、届出のある施設で行うこと。ただし、やむを得ず許可施設以外の施設を使用する場合は、会場周辺にある公的に使用できる調理室等であって、大会期間中専用で使用でき、食材を衛生的に取り扱うことができる施設で行うこと。
- b かき氷（製氷業者製造の製氷を使用するものに限る）
- c ソフトクリーム（ソフトクリームサーバー機を使用するものに限る）
- d 提供直前に加熱調理する飲料
- e 仕込み作業を要しない飲料（市販飲料を小分けしたのものに限る）

イ 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、食品表示法に基づく適正な表示がなされているもの。

(3) 滋賀の特産品・土産品

(4) スポーツ用品

(5) 宅配、郵便

(6) 記念切手・記念硬貨等

(7) J A P A N G A M E S パートナー、オフィシャルスポンサーの製品およびサービス

(8) 日本スポーツ協会の製品およびサービス

(9) 日本パラスポーツ協会の製品およびサービス

(10) 大会特別協賛企業の製品およびサービス

(11) 滋賀県政および滋賀県内市町村の P R（滋賀県および県内市町の情報を発信するものに限る。）

(12) 県内の障害福祉団体、障害福祉サービス事業所等の製品およびサービス

(13) 県内の学校の製品等（学校の授業計画に基づき学生が生産・製作等したのものに限る。）

(14) その他県実行委員会が必要と認めるもの

5 出店者の条件

売店等に出店しようとする者（以下「出店者」という。）は、次のすべての条件を満たす者とする。なお、売店等の運営は、滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）の主旨に従い、実施することとする。

（１） 次のいずれかに該当する者

ア 県内に法人の本店所在地を有する者または個人にあっては県内に住民票の住所地がある者

イ 上記「4 取扱商品およびサービス」の（１）、（２）および（３）のいずれかを製造または販売している者

ウ JAPAN GAMES パートナーおよびオフィシャルスポンサー

エ 日本スポーツ協会

オ 日本パラスポーツ協会

カ 大会特別協賛企業

キ 行政機関

ク 県内の障害福祉団体および障害福祉サービス事業所等

ケ 県内の学校

コ その他県実行委員会が特に認める者

（２） 出店許可申請書の申請日時点において、県税、消費税および地方消費税の滞納がないこと

（３） 出店許可申請書の申請日から起算して過去 1 年以内に、法令等違反による処分を受けていないこと

（４） 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと

（５） 反社会的勢力を従業員等として使用または雇用していないこと

（６） 反社会的勢力に対し、いかなる名目であるかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益の提供または便宜の供与をしていないこと

（７） 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

（８） 原則として、「2 設置場所および設置期間」に定める各設置期間を通して出店できること

（９） 出店許可申請書等の提出書類や出店者への質問等で県実行委員会が審査し、許可を得たこと

6 食品を提供する出店者の条件

食品を提供する出店者については、上記「5 出店者の条件」と併せて、以下（１）～（２）の条件も満たす者とする。食品を提供する出店者のうち、現地調理品を取り扱う出店者は、

以下（３）の条件も満たすものとする。なお、食品を提供する売店等の出店者の選定については、設置場所を所管する保健所等と十分に調整を行うものとする。

- （１） 食品衛生関係法令に基づく許可または届出を必要とする営業にあつては、当該許可を受け、または届出を行っていること
- （２） 売店等出店許可申請書の申請日から起算して過去１年以内に、食中毒の発生等による行政処分歴がないこと
- （３） 別添 わた SHIGA 輝く国スポ障スポ食品衛生対策実施要領（以下「食品衛生要領」という。）の別紙１「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」に掲げる以下の事項を遵守すること
 - ア 共通の遵守事項（１）～（４）
 - イ 食品提供施設（６）、（７）に対する個別の遵守事項（１）～（５）
- （４） 彦根総合スポーツ公園おもてな SHIGA エリアにおける出店者は、原則として、以下に示すリユース食器を使用すること。リユース食器は県実行委員会から無償で貸与し、県実行委員会が回収・洗浄する。

リユース食器一覧

①M皿	（直径 23cm 程度・深さ 4cm 程度）
②S 角皿	（16cm×8cm 程度・深さ 3cm 程度）
③M角皿	（17cm×10cm 程度・深さ 3cm 程度）
④Mどんぶり	（直径 15cm 程度・深さ 7cm 程度）
⑤L どんぶり	（直径 18cm 程度・深さ 7cm 程度）
⑥小カップ	（280ml）
⑦大カップ	（450ml）
⑧カトラリー	（箸、スプーン、フォーク）

7 出店料

- （１） 物品の販売およびサービスの有償提供等を行う出店者は、県実行委員会に次の出店料を納入しなければならない。

ア 彦根総合スポーツ公園おもてな SHIGA エリア

大会名	設置期間	出店料 (1 小間・1 日あたり)		1 小間の定義
		県内業者	左記以外	
わた SHIGA 輝く国スポ	令和 7 年 9 月 28 日（日） 令和 7 年 10 月 3 日（金） ～ 8 日（水）	2,600 円	5,200 円	テント（間口 5.4m×奥行 3.6m） <u>1/2</u> 張、または
わた SHIGA	令和 7 年 10 月 25 日（土）			

輝く障スポ	～27 日（月）			キッチンカー <u>1 台</u>
-------	----------	--	--	----------------------

※1 【出店料算出例】 県内業者が 3 小間で 4 日間出店

2、600 円× 3 小間× 4 日間＝31,200 円

※2 出店料には、消費電力量の上限である 1 小間あたり 2.0kw までの電気使用料を含む。

※3 上表の「県内業者」とは、滋賀県内に住所を有する個人、団体、または事業所を有する法人である。

イ わた SHIGA 輝く国スポ県運営競技会場おもてな SHIGA エリア

設置場所	設置期間	出店料 (1 小間・1 日あたり)		1 小間の定義
		県内業者	左記以外	
ラピュタボウル彦根	令和 7 年 9 月 29 日 (月) ～10 月 3 日 (金)	2,600 円	5,200 円	テント（間口 5.4m×奥行 3.6m） <u>1/2</u> 張、または キッチンカー <u>1 台</u>
滋賀県希望が丘文化公園	令和 7 年 10 月 3 日 (金) ～ 7 日（火）			

※1 電気使用については、全体の電力容量を考えて県実行委員会が決定する。

※2 上表の「県内業者」とは、滋賀県内に住所を有する個人、団体、または事業所を有する法人である。

ウ わた SHIGA 輝く障スポ競技会場おもてな SHIGA エリア

設置場所・設置期間	出店料 (1 小間・1 日あたり)		1 小間の定義
	県内業者	左記以外	
2025 年 10 月 25 日(土)～10 月 27 日(月) ＜各競技会場の運営日は、上記 2 (3) のとおり＞	1,300 円	2,600 円	テント（間口 5.4m×奥行 3.6m） <u>1/2</u> 張、または キッチンカー <u>1 台</u>

※1 電気使用については、全体の電力容量を考えて県実行委員会が決定する。

※2 上表の「県内業者」とは、滋賀県内に住所を有する個人、団体、または事業所

を有する法人である。

(2) 以下に該当する者は、出店料を免除することができる。

- ア 日本スポーツ協会
- イ 日本パラスポーツ協会
- ウ 大会特別協賛企業
- エ 行政機関
- オ 県内の障害福祉団体、障害福祉サービス事業所等
- カ 県内の学校
- キ その他県実行委員会が特に認める者

(3) J A P A N G A M E S パートナーおよびオフィシャルスポンサーは、わた SHIGA 輝く国スポ障スポ企業協賛制度に基づく特典として、県実行委員会が指定した小間数内で出店料を納入することなく出店できるものとする。

ただし、オフィシャルスポンサーが物品の販売およびサービスの有償提供等を行う場合は、この限りでない。

(4) 荒天その他特別な事情により、設置期間中の全部または一部について売店等の営業を行うことができなかった場合、県実行委員会は、出店料の全部または一部を返還するものとする。

なお、出店者の都合により営業を行うことができない場合は、理由に関わらず、出店料の返還は行わない。

(5) 売店等の運営に要する経費や各施設管理者の求めによる出店料や販売手数料は、出店者が負担するものとする。

8 設置備品

県実行委員会が準備する 1 小間あたり（キッチンカー除く）の設置備品は、次のとおりとする。

(1) 彦根総合スポーツ公園（両大会の開・閉会式会場）おもてな SHIGA エリア

- ア テント（間口 5.4m×奥行 3.6m の 2 分の 1）
- イ 長机：3 台
- ウ 椅子：4 脚
- エ 吊看板（出店者名）：1 枚
- オ 2 口コンセント（100V・使用電力最大 2.0kw）
- カ 照明 1 本

上記のほか、蛇口 2 口分の共用給排水設備を設置する。

(2) 各競技会場おもてな SHIGA エリア

各競技会場における売店設備の基準は、県実行委員会が会場ごとに別に定める。

9 出店の場所

売店等の出店場所（ブース位置）は、県実行委員会が指定する。

10 出店申請

出店希望者は、売店等出店許可申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、県実行委員会に提出しなければならない。なお、申請時期、方法等については、県実行委員会が別に定める。

- (1) 出店申請者の概要・出店計画書（別紙1）
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可施設（自動車営業許可施設または特定簡易営業施設）で調理を行う場合は、出店場所において有効な営業許可証の写し
- (3) 売店責任者および従業員の本人確認書類（写）
【例】免許証、パスポート等顔写真付きのものの写し
（マイナンバーカードの場合は、必ずマイナンバーを隠して写しをとること）
- (4) 持込機器等調査票（別紙2）
- (5) 誓約書兼承諾書（別紙3）
- (6) 県税ならびに消費税および地方消費税に未納がないことを証する証明書
（滋賀県競争入札参加資格者名簿に登録されている者については添付不要）

11 出店者の選定、出店許可証の交付

- (1) 県実行委員会は、本要項に基づき、上記「5 出店者の条件」および「6 食品を提供する出店者の条件」を満たすことを確認・調査し、取扱商品やサービスの内容、全体的な出店内容のバランス、営業経験や出店実績等を考慮し、出店が適当であると認める者を出店者として選定する。その際、県実行委員会は、出店を申請する者またはその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとする。
- (2) 県実行委員会は出店を許可する際、上記「7 出店料」の(2)または(3)に該当しない者に対しては、売店等出店料納入通知書（様式第2号）を送付し、納入期限までに県実行委員会が指定する方法で出店料を納入した者に限り、出店を許可するものとする。なお、出店料納入後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合、出店者は県実行委員会に対してその旨を文書で通知するものとし、出店料の返還を求めることはできないものとする。
- (3) 県実行委員会は、出店を許可したときには、売店等出店許可書（様式第3号）を当該出店申請者に交付するものとする。
- (4) 出店を許可しないときは、当該申請者に対して、その旨を文書にて通知するものとする。

12 許可の取消し

県実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店等出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は県実行委員会に対して、損害賠償を請求することができないものとする。

- (1) 関係法令および本要項に違反したとき
- (2) 売店等出店許可書の交付を受けた者が、虚偽の申請を行ったことが判明したとき
- (3) 保健所からの指示があったとき
- (4) その他、県実行委員会が売店等の管理運営において不適当と認めるとき

13 保健所等への報告

県実行委員会は、現地調理して食品を提供する出店者に対し出店を許可した時は、食品衛生要領に定める必要な計画書等を県生活衛生課または大津市保健所へ提出することとする。

14 設置基準

- (1) 全売店等共通
 - ア 上記「8 設置備品」を踏まえ、売店等の規模に応じた陳列設備を設けること
- (2) 食品を提供する売店等
 - ア 食品衛生関係法令等の基準に従い、陳列、保管または冷蔵設備が十分であり、かつ、容器包装等により汚染防止の措置をすること
 - イ 廃棄物容器は、有蓋の耐久性材料のものを備え、常に清潔にしておくこと
 - ウ その他、食品衛生関係法令等に規定する施設基準に適合していること
 - エ 現地調理して食品を提供する売店等は、上記「14 (1)、(2) ア～ウ」と併せて、食品衛生要領の別紙1「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」の4「食品提供施設 (6)、(7) に対する個別の遵守事項」(2)、(4) に基づき、必要な設備を設置すること。

15 管理責任

売店等における販売品、陳列設備および金銭の管理は、営業時間に関わらず出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、県実行委員会は一切その責任を負わないものとする。

16 禁止事項

出店者および従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸することまたは売店の管理運営を委任

すること

- (2) 火気を使用すること（県実行委員会が特に認める場合は除く。）
- (3) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式会場管理運営要綱で定める持込禁止物を持ち込み、または、同要綱で定める禁止行為を行うこと（県実行委員会が特に認める場合は除く。）
- (4) 商品を不当な価格で販売すること
- (5) 指定された場所以外での立ち売りや呼び込み販売をすること
- (6) 拡声器または音響器具類を使用すること
- (7) アルコール飲料を販売（試飲を含む。）すること。ただし、土産・特産品等として県実行委員会が認める場合は除く。なお、滋賀県希望が丘文化公園における販売はできない。
- (8) 危険物を販売すること
- (9) 許可された商品以外のものを販売すること
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼす行為をすること

17 出店者および従業員の順守事項

出店者および従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県実行委員会が開催する出店者説明会に出席すること
- (2) 現地調理して食品を提供する出店者は、県実行委員会が開催する衛生講習会に出席すること
- (3) 別途交付する売店等出店許可書を店頭の見やすい場所に掲示すること
- (4) 搬入出に使用する車両には、別途交付する通行許可証を指示された位置に掲げること
- (5) 従業員は県実行委員会が発行する I D カード等を着用し、服装は清潔なものを着用すること
- (6) 売店等の設置、撤去および荷物の搬入、搬出の時期については、県実行委員会の指示に従うこととし、商品等の搬入、陳列および搬出は、大会運営に支障のないよう必ず定められた時間内に行うこと
- (7) 接客にあたっては、親切丁寧を心がけること
- (8) 売店等の装飾は販売品等を表示する看板を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと
- (9) 販売品には関係法令等の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること
- (10) 各売店等の清掃は各出店者が責任を持って行い、店内にゴミ箱を設置し、排出したゴミは、各出店者が持ち帰り処分すること
- (11) 県実行委員会が認める火気を使用する売店にあっては、消火器の設置等による防災

対策を講ずること

- (12) 弁当類を販売する売店にあっては、保冷库等による保冷措置を講ずること
- (13) 現地調理して食品を提供する出店者は、食品衛生要領に基づき検便検査を受けるものとする。
- (14) 食品衛生関係法令および食品衛生要領の規定を遵守するとともに、当該区域を管轄する保健所の食品衛生監視員の指導に従うこと
- (15) 県実行委員会が許可した機器以外は使用しないこと
- (16) 天候の悪化等の事情により、県実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合は、その指示に従うこと
- (17) 出店申請後に、従業員の追加があった場合は、直ちに県実行委員会に報告すること
なお、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類（上記 10（3）のとおり）を添付すること
- (18) 売店等の出店に関しては、本要項のほか、関係法令および県実行委員会が制定する関係要綱等を遵守すること
- (19) 売店監督員および県実行委員会の指示に従うこと

18 売店監督員および売店責任者等

- (1) 売店監督員
 - ア 県実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
 - イ 売店監督員は現地を巡回し、売店の管理運営について指導するものとする。
- (2) 売店責任者
 - ア 出店者は、当該従業員のうちから売店責任者を定め、現場に常駐させるものとする。
 - イ 売店責任者は、当該売店の管理運営について従業員を指導し、販売等が適正に行われるよう努めるものとする。特に、食品を提供する売店にあっては、衛生管理に十分配慮するものとする。また、売店監督員から指示があった場合は、これに従わなければならない。
- (3) 管理責任者（現地調理して食品を提供する出店者のみ）
 - ア 現地調理して食品を提供する出店者は、食品による事故等の発生を防止するために、施設ごとに衛生管理に当たる管理責任者（自動車営業および特定簡易営業においては食品衛生責任者）を設置すること。なお、管理責任者は上記（2）の売店責任者を兼ねることができるものとする。

19 販売実績の報告

出店者は、売店等における金銭の出納に係る全ての責任を負うこととし、販売実績を県実行委員会に報告するものとする。

20 事故等の処理

売店内において事故等が発生したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告し、売店監督員は県実行委員会、関係機関等に連絡するとともにその指示に従い事故処理に当たるものとする。

21 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、会場内の施設または第三者に損害を与えたときは、賠償の責任を負うものとする。

22 補填および補償

- （１）出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を県実行委員会に請求することはできない。
- （２）出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など県実行委員会が予測できない理由により出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を県実行委員会に請求することはできない。

23 原状回復

出店者は、出店許可期間終了後直ちに原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

24 その他

この要項について疑義が生じた場合または定めのない事項については、県実行委員会が、関係者と協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要項は、令和 6（2024）年 12 月 27 日から施行する。

(様式第 1 号)

令和 7 年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
会 長 三日月 大造 様

申請者所在地
商号または名称
代表者氏名

売 店 等 出 店 許 可 申 請 書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「国スポ・障スポ」という。）におけるおもてな SHIGA エリア等に売店等を出店したいので、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ おもてな SHIGA エリア売店等設置要項第 10 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1 出店を希望する会場、期間および小間数

- ・出店希望日に「○」と、希望小間数（1 小間＝テント（5.4m×3.6m）1/2 張、またはキッチンカー 1 台）を記入してください
- ・原則として、各期間を通した出店をお願いします。
- ・必ずしも御希望に沿えない場合がありますので御了承ください。

会場			月日	国スポ期間										障スポ期間		
				9/28 日	29 月	30 火	10/1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水	25 土	26 日
国 ス ポ	彦根総合 スポーツ 公園	希望日														
		小間数														
	ラピュタ ボウル彦 根	希望日														
		小間数														
	滋賀県希望が 丘文化公園	希望日														
		小間数														
障 ス ポ	A	希望日														
		小間数														
	B	希望日														
		小間数														
	C	希望日														
		小間数														

競技会場名：A B C

2 取扱商品およびサービスの区分

（該当する区分を 1 つ（主なもの）選んで□欄にチェック（☑）してください）

- | | | |
|---|---|--------------------------------------|
| ☐ 国スポ・障スポ関連グッズ | ☐ 食品・飲料（調理あり） | ☐ 食品・飲料（調理なし） |
| ☐ 滋賀の特産品・土産品 | ☐ スポーツ用品 | ☐ 記念切手・記念硬貨等 |
| ☐ 宅配、郵便 | ☐ JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサー、日本スポーツ協会、日本パラスポーツ協会、大会特別協賛企業の製品およびサービス | |
| ☐ 県・市町政 P R | ☐ 障害者就労施設等の製品・サービス | |
| ☐ 学校の製品等 | | |
| ☐ その他の商品・サービス（具体的内容： | ） | |

（※裏面に続く）

3 添付書類（添付したすべての書類の□欄にチェック（☑）してください）

- ☐ 出店申請者の概要及び出店計画書（別紙1）
- ☐ 営業許可証(写) ※食品衛生法に基づく営業許可施設（自動車営業許可施設または特定簡易営業施設）で調理を行う場合のみ
- ☐ 売店等責任者および従業員の本人確認書類（写）（免許証、パスポートなど顔写真付きのもの）
- ☐ 持込機器等調査票（別紙2）
- ☐ 誓約書兼承諾書（別紙3）
- ☐ 県税ならびに消費税および地方消費税に未納がないことを証する証明書 ※滋賀県競争入札参加資格者名簿に登録していない場合のみ

(様式第2号)

令和7年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
会 長 三日月 大造

売店等出店料納入通知書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおけるおもてな SHIGA エリア等への売店等の出店に係る出店料について、下記のとおり納入してください。

なお、売店等出店許可書は、出店料の納入確認後に交付します。

記

金額（出店料）	金 円
出店等許可会場	
出 店 期 間	
出 店 小 間 数	小間
納 入 期 限	令和7年 月 日
振 込 口 座	滋賀銀行 県庁支店 普通 **** * *****
そ の 他	振込手数料は、出店申請者が負担してください。

わ輝滋実委第 号

売 店 等 出 店 許 可 書

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおけるおもてな SHIGA エリア等への売
店等の出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 会 場	
出 店 期 間	
出 店 小 間 数	小間
許 可 品 目	
遵 守 事 項	① 本許可書を店頭の見やすい場所に掲示すること。 ② 出店にあたっては、関係法令およびわた SHIGA 輝く国スポ・障 スポ おもてな SHIGA エリア売店等設置運営要項を遵守すること。
持 込 機 器 等	裏面に記載
そ の 他	出店場所、駐車許可証等については、別途通知します。

令和7年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
会長 三日月 大造

【持込機器等】

出店申請者の概要・出店計画書

会場名：()

出店申請者の概要	会社・団体名				代 表 者			
	所 在 地	〒						
	連 絡 先	(電話番号)			(F A X)			
	担 当 者				(携帯電話)			
	電子メールアドレス							
	出店実績							
	営業開始年月日	年 月 日				従業員数	人	
	営業に関して取得した許可等の種類※1	種 類		番 号		取得年月日		
					年 月 日			
過去1年間の法令違反等処分歴の有無		☐ 有 ☐ 無						
出	出店ブースの看板表示名							
	出店内容							
	販 売 商 品 名 お よ び 販 売 予 定 数 量							
	例】カレーライス	数量：100	「4 取扱商品	(2)アa	■	数量：	「4 取扱商品	
	■	数量：	および		■	数量：	および	
	■	数量：	サービ		■	数量：	サービ	
	■	数量：	ス」に		■	数量：	ス」に	
	■	数量：	おける		■	数量：	おける	
■	数量：	該当箇		■	数量：	該当箇		
■	数量：	所		■	数量：	所		
店	従事日	売店等責任者(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)	
	月 日							
	月 日							
	月 日							
	月 日							
	月 日							
	月 日							
	月 日							
	月 日							
	月 日							
従事者実人員数		人						
計	使用日	車種 ※3	車体カラー	車両ナンバー	場内侵入 ※4 (希望がある場合は「○」)	駐車場所利用 ※5 (希望がある場合は「○」)		
	月 日							
	月 日							
	月 日							
	月 日							
	月 日							
	月 日							
	月 日							
	月 日							
	月 日							
画	図は1小間あたりの2間3間(5.4m×3.6m)テント1/2張。							
	通 路 側							
	※ 売店等の設置備品は「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ おもてなSHIGAエリア売店等設置運営要項」の「8 設置備品」のとおり。							
	※ 別紙2「持込機器等調査票」に記載した機材を配置すること。							
	※ 火器を使用する場合、消火器等の位置を明記すること。							
書	等							

(記入欄が不足する場合には、欄を増やす、別紙に記入するなど、適宜対応してください。)

- ※1 食品衛生法に基づく営業許可施設(自動車営業許可施設または特定簡易営業施設)で調理を行う場合は、営業許可証(写)を提出してください。
- ※2 売店等責任者および従業員の本人確認書類(写)を添付してください。(免許証、マイナンバーカードなど顔写真付きのもの。)
- ※3 車種については、正確な駐車枠を把握するため、詳細に記入してください。(2トラック、大型パン等)

※4 彦根総合スポーツ公園等に侵入する場合は、県実行委員会が別途発行する「進入許可証」が必要となります。
搬入・搬出に当たり、彦根総合スポーツ公園等への車の乗り入れ希望がある場合は「○」を記入してください。別途調査・調整を行い、必要に応じて「進入許可証」を発行します。なお、希望があっても許可証が発行できない場合、許可証を発行しても進入ができない時間帯、競技会場によっては乗り入れ不可の場合があることをあらかじめ御了承ください。

※5 駐車場所は県実行委員会が指定するものとし、県実行委員会が別途発行する「駐車許可証」が必要となります。
希望がある場合は「○」を記入してください。別途調査・調整を行い、「駐車許可証」を発行します。なお、駐車台数に限りがあることから、「駐車許可証」の発行は原則1台分とします。

1 電気機器 (該当欄をチェック) ※わたSHIGA輝く障スポおもてなSHIGAエリアには電源はありません。

記入例

持込機器等調査票

会場名:(開閉式会場)

※ 記入欄が不足する場合には、適宜欄を増やしてください。(表や図が途中で途切れていなければ、ページが分かれても構いません)

1 電気機器 (該当欄をチェック) ※わたSHIGA輝く障スポおもてなSHIGAエリアには電源はありません。

- ☐ 持ち込まない(実行委員会が用意するコンセントを使用しない)
- ☒ 持ち込む
- 下表に記入した電気機器以外は、絶対に持ち込まないでください。
 - 電気設備は1時間あたり2.0kwを上限とします。

機器の種類(名前)	1台あたり使用電力	数量	使用電力(kw)
冷蔵庫	1.60 kw	1 台	1.60 kw
	kw	台	kw
	kw	台	kw
	kw	台	kw
	kw	台	kw
合計(2.0kw以内)			1.60 kw

「使用電力」と「合計」には計算式が入っています。
パソコンで入力される場合は、
計算式をご利用ください。

2 火気器具 (該当欄をチェック)

火気器具は原則持込禁止です。持込を希望する場合は、あらかじめ県実行委員会にご相談ください。

- ☐ 持ち込まない
- ☒ 持ち込みを希望する

器具の種類(名前)	燃料の種類・容器	数量	使用目的
ガスボンベ	プロパンガス	1 台	コロッケを揚げるため
フライヤー	食用油一斗缶	1 台	コロッケを揚げるため

3 上記以外の設備・器具等

- 来場者の安全のため、特殊な構造物や鋭利な物品、芝生や暗きよを傷める可能性がある重量物、器具等は持ち込めません。
- 特殊な物品や展開後の1辺が180cmを超える物品(横断幕、のぼり旗、ハンガーラック等)は下表に記入してください。
- 持込禁止物は、「開・閉会式会場管理運営要項第4条第1項」をご確認ください。
- 下表に記入のない持込禁止物を持ち込んだ場合は、退場を命じる場合があります。

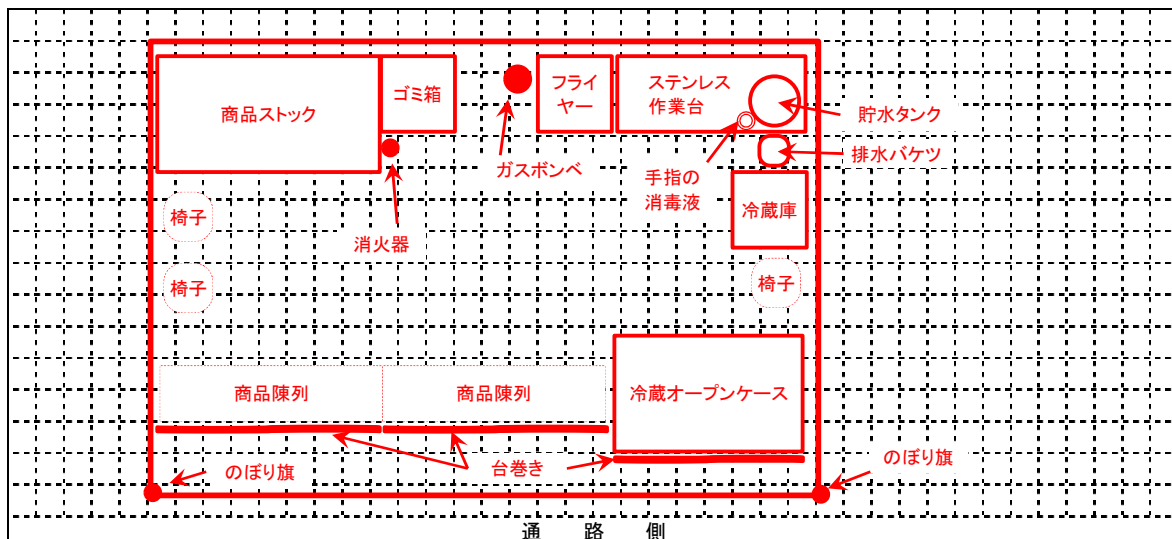
持込物品(設備・器具等)	数量	使用目的
のぼり旗	2本	商品名表示のため
台巻き	3枚	店舗名表示のため
ステンレス作業台(W180cm×D60cm×H90cm)	1台	コロッケ調理準備や提供のための作業用

4 共用給排水設備の使用 (該当欄をチェック) ※わたSHIGA輝く障スポおもてなSHIGAエリアでは使用できません。

- ☒ 使用する
- ☐ 使用しない

5 持込機器等配置レイアウト図

申請時点で想定するレイアウトを記入してください。(縮尺任意)



令和 7 年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
会 長 三日月 大造 様

申請者所在地
商号または名称
代表者氏名

誓 約 書 兼 承 諾 書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおけるおもてな SHIGA エリアへの売店等出店申請に当たり、下記の項目について相違ない旨、誓約します。また、誓約内容の確認のため、県実行委員会が本承諾書をもつて、関係官庁に調査、照会することを承諾します。

記

- 1 出店に当たっては、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ おもてな SHIGA エリア売店等設置運営要項のほか、関係法令および県実行委員会が制定する関係要綱等を遵守すること。
- 2 売店等出店許可申請に当たり、申請日から起算して過去 1 年以内に関係法令等の違反による処分を受けていないこと。
- 3 出店申請書の提出日時点において、県税ならびに消費税および地方消費税に滞納がないこと。
- 4 出店する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと。
- 5 反社会的勢力を従業員等として使用または雇用していないこと。
- 6 反社会的勢力に対しいかなる名目であるかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益の提供または便宜の供与をしていないこと。
- 7 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 8 出店が許可された後、上記事項と異なることが判明し、出店許可を取消されても、県実行委員会に異議を申立てないこと。また、県実行委員会に対する損害賠償を請求しないこと。

以上